### 平成 20 年度 社団法人 日本加工食品卸協会役員名簿

(平成20年5月28日現在)

(敬称略)

役 員	氏 名	社名・所属	役職	備考
会 長(非常勤)	國分 勘兵衛	国分株式会社	代表取締役会長兼社長	
副会長(非常勤)	後藤 雅治	株式会社菱食	代表取締役会長	
副会長(非常勤)	吉 野 芳 夫	株式会社日本アクセス	代表取締役社長	
副会長(非常勤)	濱口 泰三	伊藤忠食品株式会社	代表取締役社長	
専務理事(常勤)	奥 山 則 康	(社)日本加工食品卸協会		
理 事(非常勤)	山 本 佳 宏	日本アクセス北海道株式会社	代表取締役社長	
理 事(非常勤)	村 山 圭 一	株式会社スハラ食品	代表取締役社長	
理 事(非常勤)	堀 内 琢 夫	丸大堀内株式会社	代表取締役社長	
理 事(非常勤)	津久浦 慶之	コンタツ株式会社	代表取締役会長兼社長	
理 事(非常勤)	水 足 眞一	三井食品株式会社	代表取締役社長	
理 事(非常勤)	三 枝 晧 祐	株式会社サンヨー堂	代表取締役社長	
理 事(非常勤)	上 田 弘	ユアサ・フナショク株式会社	代表取締役会長	
理 事(非常勤)	磯 野 謙 次	明治屋商事株式会社	代表取締役会長	
理 事(非常勤)	松川隆志	日本酒類販売株式会社	代表取締役社長	
理 事(非常勤)	鈴 木 重 一	株式会社梅澤	代表取締役社長	
理 事(非常勤)	永 津 邦 彦	株式会社トーカン	代表取締役会長	
理 事(非常勤)	桑島 敏彰	カナカン株式会社	代表取締役社長	
理 事(非常勤)	加 藤 武 雄	加藤産業株式会社	代表取締役会長	
理 事(非常勤)	中 村 成 朗	中村角株式会社	代表取締役社長	
理 事(非常勤)	竹 内 克 之	旭食品株式会社	代表取締役会長	
理 事(非常勤)	本 村 道 生	コゲツ産業株式会社	代表取締役社長	
理 事(非常勤)	栁 川 信	ヤマエ久野株式会社	代表取締役会長	
理 事(非常勤)	中嶋隆夫	学識経験者		
理 事(非常勤)	佐 藤 孝 治	学識経験者		
理 事(非常勤)	大 野 志 郎	学識経験者		
理 事(非常勤)	成 田 健	学識経験者		
監事(非常勤)	萩 原 弥 重	株式会社ヤグチ	代表取締役会長	
監事(非常勤)	濱口 吉右衞門	廣屋国分株式会社	代表取締役副会長	
監事(非常勤)	横山 敬一	味の素株式会社	取締役常務執行役員	

### 定時総会開催

### 平成19年度事業活動総括と平成20年度事業計画等を審議

一本部一

5月27日(火)東京大手町 レベル21 東京會館に於いて14時より定時総会が開催された。主な審議内容は、平成19年度事業活動報告や平成20年度事業計画及び役員改選、会費の部分改定等であった。以下に議事録を掲載する。

議 案 第1号議案 平成19年度事業報告に関する件

第2号議案 平成19年度収支決算報告に関する件

第3号議案 会員の動向に関する件

第4号議案 会費の額及び徴収の方法に関する件

第5号議案 平成20年度事業計画案に関する件

第6号議案 平成20年度収支予算案に関する件

第7号議案 役員改選に関する件

第8号議案 その他

出欠状况 会員総数 157社中 出席会員 47社 委任状出席 98社 合 計 145社

出席賛助会員 61名 事業所会員 3名

来賓出席 農林水産省 総合食料局流通課 課長 今 井 良 伸 殿

係長 平野靖幸殿

開 会 定刻になり奥山専務理事の司会により開会。

来賓の紹介後、冒頭國分勘兵衛会長が次の如く挨拶を行った。

#### 國分会長挨拶

「会長の國分でございます。

本日はご多用の中、またご遠方からもかくも多数のご参集をいただきまして誠に有り難うございます。

また、本日多数お出ましいただいております賛助会員の皆様方には、平素は全国各地で大変お 世話になっております事を、重ねて厚く御礼申し上げます。

そして、公務ご多用の中から、農林水産省総合食料局流通課から今井課長様はじめ幹部の方に ご来臨を賜り、平素のご指導と合わせまして厚く御礼申し上げます。

さて、昨今の状況でございますが、食料資源と鉱物資源が同時に高騰し、この2つの資源高を 起点とする値上げの大波が、日本の経済成長の大きな重しになっているといわれております。 こうした状況の中で、我々食品卸業界は、流通の秩序の回復を図りながら、長年の課題である 適正価格での流通の実現に向けて、努力をしていかなくてはいけませんが、食品産業にかかわる 製・配・販が、1つのサプライチェーンとして結集して社会的、経済的に評価されるよう、弊協 会が提唱しているような、それぞれの間のインフラツールをより標準化、高度化して普及・啓発 していく事も今日的には極めて意義のあることではないかと考えております。

本日は、平成19年度の事業報告をおこなうとともに、20年度の計画等につきましてもお諮りしたいと考えておりますが、特に、ご出席の、賛助会員のメーカー様にお願いたしたいのは、弊協会の政策委員会の皆さんが中心になっておまとめいただきました、今日的流通の課題に関する提言をお聞きいただき、長年の課題克服にご尽力いただければ幸いでございます。

また、本年は役員の改選時期にあたっておりますのでこれにつきましても後ほどよろしくご審議下さい。

今期も4月から新年度の活動に入っておりますが、日食協の使命である食品卸売業の構造改善促進、流通構造変革に伴う見識の研鑽と普及啓発の事業を活発にしてまいりますので皆様方のご意見を多数お寄せいただければ幸いと考えております。

甚だ簡単ですが、開会の挨拶とさせていただきます。」

次いで来賓を代表して農水省総合食料局の今井課長が次の如く、ご挨拶された。

#### 今井課長ご挨拶

「ご参集の理事の皆様方におかれましては、日頃から消費者ニーズを意識し、加工食品を中心とする食品の安定供給を通じて、国民生活に重要な役割を果たしていただいているところであり、皆様方のご尽力に対し、深く敬意を表する次第であります。

昨今、途上国の経済発展に伴う食料需要の大幅な増加、バイオ燃料需要の増加や地球温暖化による農業生産への悪影響など、食料をめぐる世界情勢に大きな変化が見られます。

このような食料問題については、農林水産大臣が主催する「食料の未来を描く戦略会議」において議論が行われ、今般(5月7日)、その成果を国民に向けたメッセージとして取りまとめたところです。

今後、このメッセージを踏まえ、食料に関する認識を国民全体で共有できるよう広く発信する とともに、将来にわたり食料を安定的に供給するための施策を積極的に展開して参りたいと考え ております。



農林水産省 流通課 今井課長 ご挨拶

食品関係の不祥事案が相次いで発生したことから、消費者の食品に対する信頼を揺るがしかねない事態を踏まえ、これまで各食品事業者団体に対して、繰り返し、傘下会員の方々が関係法令の遵守及び社会倫理に適合した行動をとるようにお願いしてきているところです。その取組を一層促進するため、食品業界が「道しるべ」として利用するための「「食品業界の信頼性向上自主行動計画」策定の手引き~5つの基本原則~」を農林水産省で3月末に決定しました。

このため、「信頼性自主行動計画」を総会・理事会等で決定していただき、傘下会員の方々に その内容を周知して取組を推進していただきたいと考えています。

なお、本日の総会で事務局様より傘下会員の方々へ当該件について御説明いただけるとお聞き しておりますので、積極的な取組をお願い申し上げます。

貴協会傘下の会員の皆様には、日頃より安全・安心な食料の安定供給の実現に向け御尽力頂いているところですが、一層の取り組みに御期待申し上げます。

なお、公益法人制度においては、先月、公益認定等委員から「公益認定等に関する運用について」(公益認定等ガイドライン)が取りまとめたところです。貴協会におかれましても認定等に関し、当該ガイドライン等を参考に様々な検討等を進めて頂いていると思いますが、更に当方で入手した情報等があれば、速やかにお伝えしたいと考えております。

また、総会の中で公益法人制度改革について貴協会の今後の対応についても御議論がされると 思いますが、当方への御要望等についても、遠慮なくお寄せ頂ければと思っております。

最後に、貴協会におかれましては、國分会長を中心として一致団結され、業界発展に奮闘されますことをご期待申し上げ、また、本日ご参集の皆様方の益々のご発展とのご健勝を心からお祈りしまして、私の挨拶とさせていただきます。」

事務局はここで本日の出欠状況を報告し、会の成立と共に定款 2 7 条により会長が議長席に就 く事を告げた。

議長は出席理事の中から、議事録署名人として、株式会社升喜と日本酒類販売株式会社を指名、 了承を得て議事に入った。

第1号議案 平成19年度事業報告に関する件

第2号議案 平成19年度収支決算報告に関する件

議長より、事務局に対し、この両案は関連があるので続けて説明報告するよう指示があり専務 理事より、手元に配布された資料の確認をした後、概況並びに事業活動のポイントについて次の 内容を報告した。

- ① 本部事業活動として各種委員会の開催報告・・・政策委員会・食品取引改善協議会。
- ② ワーキンググループ活動として、公正取引問題対応W·G、環境問題対応W·G、消費税対 応W·G、EDI W·G、食育に関するW·G。
- ③ 主要研究会活動として、情報システム研究会、物流問題研究会。
- ④ 支部活動の報告として、関東支部流通業務委員会の活動を報告。
- ⑤ 事務局活動として、関係省庁・諸団体との交流について。
- ⑥ 平成19年度収支決算状況(収入合計54,681,398円及びその内訳・予算比、支出合計 47,691.036円及びその内訳・予算比、次期繰越収支差額25,047,721円、その内訳を収支計

算書、貸借対照表・正味財産増減計算書・財産目録表に則り報告)。

同時に4月14日に監事各位により監査を受けた経緯を報告した。

議長はここで監事に監査報告を求め、味の素株式会社の横山監事から「去る4月14日に監事3名(濱口吉右衞門監事、萩原弥重監事)にて行われた監査の結果、業務報告を受け財務諸表及び帳票・証憑につき、適法正確に処理され報告の事実と相違ないものと認めました。」と報告がなされた。

議長はここで、両議案の質疑を求め、無かったので、承認を求め、拍手で承認された。

続いて、議長は第3号議案の説明を事務局に求めた。

#### 第3号議案 会員の動向に関する件

事務局は、資料を基に平成19年4月~平成20年3月までの一年間における会員動向について報告し更に平成20年度4月以降本日までの入退会者の動向についてリストに基づき、報告を行い、承認された。

#### 第4号議案 会費の額及び徴収の方法に関する件

議長の指名により、事務局より平成20年度会費の部分改定に関する件及び徴収方法に関して下 記内容に従って説明がなされた。

#### ① 正会員会費制度の部分改定

売上高基準ランク分類を現行の11分類から12分類とする

ランク	売上高基準	会費額(円)
1	25億円未満	30,000
2	25億円以上50億円未満	40,000
3	50億円以上	45,000
4	1.00億円以上	70,000
5	500億円以上	160,000
6	1.000億円以上	21.0,000
7	1,500億円以上	300,000
8	2,000億円以上	400,000
9	3,000億円以上	600,000
1.0	5,000億円以上	1,500,000
11	7,000億円以上	2,000,000
12	1兆円以上	3,000,000

#### ② 賛助会員会費制度の部分改定

売上高基準ランクを現行の5分類から6分類とする

ランク	売上高基準	会費額(円)
1	35億円未満	37,000
2	35億円以上75億円未満	67,000
3	75億円以上	137,000
4	1.00億円以上	207,000
5	200億円以上	277,000
6	500億円以上	347,000

③ 事業所会員並びに団体賛助会員の会費に関しましては現行通りとする

#### 賦課金徵収方法

- ① 年額一括
- ② 銀行振込
- ③ 振込手数料は会員各自負担
- ④ 納付期限 平成20年6月30日(金)まで

議長はこれについて承認を求め、異議なく承認された。

第5号議案 平成20年度事業計画案に関する件第6号議案 平成20年度収支予算案に関する件

議長より関連ある両議案を続けて説明するよう指示があった。

平成20年度事業計画案について、中嶋政策委員長より、調査研究事業、普及啓発・研修・実践 事業及び実施計画案についての説明がなされた。

「平成20年度の事業計画案についてご説明申し上げます。当食品流通業界の経営環境は、事業計画案に記載の通り誠に厳しいものがありますが、新流通における卸の存在意義と社会的役割、責任を果たしていくことを目指して経営環境の変化に対応した新しい制度のあり方や業界としての方向性について積極的に提言して参ります。このことは常に日食協に求められる使命であり、結果として、加工食品流通の安定向上と生活者の利便に益する事だと考えております。より良い業界をつくり、その中で各企業が健全な経営ができるよう、一企業ではできない、解決できないテーマを協会として優先的に厳選して皆様方と対応策を検討してまいります。

政策委員会としては、引き続き「食品取引改善協議会」と「新価格体系再構築委員会」の組織活動を通して、新流通における価格制度の再構築の推進と機能対価要求による不適正取引条件の改善活動から卸経営基盤の強化に取り組み、長年蓄積してきた構造的課題に道筋をつけ、収益構造の改善に取り組みます。さらに環境自主行動計画に対する実行性を強く求められる中、環境経営ビジネスモデルに取り組み、環境数値算定の業界ルールと標準化を取り決め、共同利用を目的とする環境データベースのシステム開発ができるかどうか環境数値算定標準化協議会を組織して研究してまいります。

執行運営委員会では、行政改革推進法に基づく法人制度改革に対応した日食協の法人格移行の研究をしてまいりますが、現状では、公益認定がある以上公益性を世間一般にアピールできる公益社団法人に円滑に移行できるよう、新たな定款の検討、組織体制のあり方、申請書類の準備などの検討をすすめ、理事会・総会にお諮りし、平成21年度末、あるいは平成22年度中には内閣府に申請したいと考えております。因みに、平成20年12月1日の新法施行から5年間が移行期間となります。

食品業界では、残念ながら相次いで食品の偽装表示等消費者の信頼を揺るがすような不祥事が起こっていますので、農林水産省の「食品の信頼確保・向上対策推進本部」で策定された「食品業界の信頼性自主行動計画」策定の手引き"5つの基本原則"を素案として、各業界団体で「信頼性向上自主行動計画」を策定すべくご指導をいただいておりますので執行運営委員会のプロジェクトとして対応して参ります。

新型インフルエンザの発生時においては、国民生活や社会機能が破綻する恐れがありますので、社会機能の維持のため、我々食料販売関係者等もライフラインの維持のため、社会機能維持者として位置付けされ、食料供給の具体的業務を継続する体制の構築が厚生労働省から所管当局経由で要請を受けております。したがってこれも執行運営委員会のプロジェクトとして対応し危機管理のガイドラインとして作成してまいります。

次に、主なワーキンググループ活動と研究会の活動テーマとしては、

- ① 公正取引問題対応W・Gは、前年に引き続き公正取引に向けて卸売業が構築すべき小売業向けの新取引制度の研究をしてまいります。
- ② 環境問題対応W・Gは、各環境関連法の改正に伴って作成したガイドライン冊子を活用しての普及啓発活動と日食協の環境自主行動計画の実践的取り組みのとりまとめを行って参ります。
- ③ 情報システム研究会では、加工食品卸売業のEDP費用の比較実態調査と流通BMSの標準 化等インフラの普及啓発と調査研究をおこないます。
- ④ 物流問題研究会では、日本ロジステイクスシステム協会がまとめたロジステイクス評価指標を活用して研修会を実施し、加工食品卸業界の物流パフオーマンスの一層の向上を図ります。
- ⑤ 商品開発研究会では、表示に関する調査研究を行い今日的課題に対応していきます。



総会会場

以上でございますが、非常に問題が多岐に亘り、いずれも難度の高いテーマではございますが、 業界の強い団結力とここにご出席の理事の皆様のご支援とご協力を得まして推進してまいりま すのでよろしくお願い申し上げます。尚、これ等の事業推進にあたりまして会員卸企業の皆様方 から各委員の方を多数登録をいただきましたのでご参照頂きたく配布させていただきました。

以上、報告とさせていただきます。」

#### 第6号議案 平成20年度収支予算案に関する件

事務局より、平成20年1月30日(水)開催の理事会議決事項である「平成20年暫定予算」を 内包する平成20年度の収支予算案を資料に基き説明した。(前期繰越収支差額25,047,721円、 当期収入合計53,830,000円、当期支出合計54,401.000円、次期繰越収支差額22,976,721円、 それぞれの内訳概要を対前年予算比にて説明。)

ここで議長は質疑を求めたが、無かったので両案を一括しての承認を求めたが、拍手を以って 承認された。

#### 第7号議案 役員改選に関する件

議長より、今年度が役員全員任期満了に伴う改選期に当たるため、事前に事務局に命じ、もし 再任という事であればお引き受け願えるか否かのご意向を各位に伺わせた処、幸いにも全員から の内諾書を頂戴したが、会社人事の都合により一部の方から役員交代の申し出が有った事、更に、 ご本人のご都合により退任の申し入れを受けた事等の報告があり詳細についての説明を事務局 に促した。

事務局より申し出順に報告がなされた。

 [退 任]
 [新 任]

 学識経験者
 中島 保 理事
 中嶋 隆夫 氏

 学識経験者
 菱田 州男 理事
 佐藤 孝治 氏

顧 問 尾崎 弘 氏

報告を受け議長より、理事二名の交代と尾崎顧問退任という事務局案の承認を求め、拍手を以って異議なく承認された。

併せて承認を戴いたかたがたに就任の承諾を議長が確認したところ全員から了承の返答を得た。続いて今後の運営体制について、本日前段の理事会において役員候補者全員が承認いただけることを前提に、会長・副会長・専務理事の互選について事務局より報告するよう指示した。これを受けて事務局から会長・副会長・専務理事について引き続き現行体制を継続する事で全員から賛同を得られた事が報告された。

#### 第8号議案 その他

議長より出席者各位から何か問題提起が無いか確認したが何もなかったので、永年に亘り副会長・顧問として当協会に尽力された尾崎顧問に退任の挨拶をお願いした。

これを受け、尾崎顧問からは役員各位並びに会員各位に対して長期間にわたる協力への感謝の

意と同時に日食協及び列席の各企業の発展を願う旨の挨拶をあった。

最後に議長より、今後も引き続き同様の協力要請と本日の長時間審議についての御礼が述べられ、15時15分閉会となった。

以上

### 理事会開催

5月24日(火)東京大手町 レベル21 東京會館に於いて12時30分より当日開催される、定時総会に先立ち理事会が開催された。主な案件は、定時総会の提出議案の最終確認と各支部総会の予定や研修会の内容についての紹介、また本部活動への要望などについて意見の交換を行った。特に、会長から支部総会においては各地区の責任者の方が出席されるよう要請された。以下に議事録を掲載する。

議 案 第1号議案 定時総会提出議案の確認の件

第2号議案 理事会運営体制の件

第3号議案 その他

開 会 定刻になり奥山専務理事の司会により開会。

冒頭 國分勘兵衛会長より次の如く挨拶があった。

#### 國分会長挨拶

「前回(4月24日)に引き続き、ご多忙の中、ご遠方からもご参集頂き誠に有難うございます。 今回は総会直前の理事会でございますので、ご挨拶は後ほどにさせて頂く事と致しまして、早速 議事に入りたいと思います。最初に、事務局より出欠状況について報告させます。」

事務局はここで本日の出欠状況を以下の如く報告する。

理事総数 26名中 24名 (代理を含む) 出席

監事総数 3名中 3名出席。

ここで本日の会の成立と共に定款27条により会長が議長に就くことを告げた。

議長は出席者の中から、議事録署名人として、水足眞一理事と津久浦慶之理事を指名し、了承 を得た上で議事に入った。

第1号議案 定時総会提出議案の確認の件

議長より事務局に第1号議案の説明の指示があり、これを受け専務理事は、手元に配布された 資料を確認した後、前回説明した部分は省略し、その後の動向を含めて報告した。

- ① 4月以降の入・退会動向について。 正会員が1社減・賛助会員が1社減・新規に賛助会員2社の入会の申し入れが有ったこと を報告し新規2社の入会を満場一致にて了承を得た。
- ② 役員全員の改選期を迎え会社の都合にて交代の申し出のあった二人の後任の役員予定候補者として菱食の中嶋 降夫さんと明治屋商事の佐藤 孝治さんを指名した。

議長は新学識経験者理事として事務局側から指名を受けた二人について理事会の意向を確認 し全員の承認を得た。

#### 第2号議案 理事会運営体制の件

今後の理事会の運営体制について本日列席の全員がこの後の総会で役員に選任されたという 事を前提に、あらかじめ、会長・副会長・専務理事の選任を行いたい旨の申し出があり、意見が 無かった為、事務局案の提示を促した。

事務局から現行維持の会長・國分 勘兵衛、副会長・後藤 雅治、吉野 芳夫、濱口 泰三の四氏の続投案が提示された。

これを受け理事全員から拍手が、また、指名を受けた副会長三氏からも異議なしの返答があり今後も引き続き現行運営体制の継続という事になった。

#### 第3号議案 その他

第3号議案としては提起事項が無い様なので各支部から支部総会の日程や研修企画等の案内、 また、政策委員会に対する要望などがあれば発表するよう議長が促し、北海道支部より順次指名 をしていった。



理事会会場

各支部長より今後の総会の日程やセミナーの内容等がそれぞれ発表されたがその中で今年度

の協会としての新たな課題として

- ① 小売業における過度の納入期限設定の問題(賞味期限の3分の1以内という基準が適切か どうか加工食品の特性に応じた期限設定の話し合う場を設ける)
- ② メーカーにおける賞味期限の設定の再考を要請(適正な見直しを推進する事で限られた食料資源を有効活用する)
- ③ 消費税引き上げに対し、食品分野の特別対応(非課税・据置等)を国に働きかける必要性などの問題提起がなされた。

最後に國分会長より支部における総会等の催し物には出来る限りその地区の責任者が出席するよう強く要請し13時45分に理事会は無事閉会した。

### 支部総会開催

### 支部活動の活性化等について検討

一東北支部一

6月6日(金)11時30分よりホテル仙台プラザにおいて東北支部の総会が開催された。 最初に、事務局で副支部長の降幡 進氏(東北国分(株))から本日の日程について案内があった後、支部長の堀内琢夫氏(丸大堀内(株))が、開会の挨拶を次ぎように述べた。

「メーカー各位より、20年ぶりの値上げなど価格の改定が相次いで発表されているが、再度値上げを予定するメーカーもあるなど、今まで全く経験したことが無いような異常な状況となっている。本日の賛助会員連絡会のメーカーの出席が例年より高いのは、そうした危機意識の表れではないかと考えている。我々卸は、価格転嫁をしっかりやっていくことが大事。日食協は単なる卸の親睦団体ではないので、卸を取り巻く諸問題について具体的議論をしていきたい。」



東北支部総会 堀内支部長 開会ご挨拶

この後、定足数の確認を事務局が行い、支部長が、議長席について、審議に入った。

- ①第1号議案 平成19年度事業報告及び決算報告を事務局がおこない、会計監事の阿部吉伸氏 (明治屋商事(株)) から監査報告がなされ、拍手で承認された。
- ② 第2号議案 平成20年度事業計画と予算案について事務局が説明し、拍手で承認された。 第3号議案 その他として、今秋に予定される経営実務研修会の内容及び支部活動活性化のた めの新企画として、工場見学研修案について意見交換がなされた。

ついで奥山専務理事から、日食協の活動報告として本部総会の内容を報告した。これで支部総会は終了し、ついで出席の各会員卸から食品卸の現状の課題や本部に対する要望事項などの意見が出されたが話し合われた。

昼食後、賛助会員の参加を得て、賛助会員連絡会が開催された。司会は、引き続き、降幡 進氏 (東北国分(株)) が担当し、最初に、堀内支部長が、開会のご挨拶を述べ、ついで賛助会員を 代表してサントリーフーズ(株)東北支社長の杉本哲哉氏からご挨拶をいただいた。

この後、奥山専務理事から、日食協活動報告を行い、14時30分に賛助会員連絡会は終了した。



東北支部 賛助会員連絡会会場

# 業界のコストダウンにつながる共通課題に取り組む

一中国支部一

中国支部総会を6月1.0日(火)15時よりホテルグランヴィア広島にて開催。

中国支部事務局の磯田英之氏(中村角 (株))の司会進行で、最初に定足数を確認 と配布資料の確認を行い、ついで支部長の 中村成朗氏(中村角(株))が議長席に着い て、議案の審議に入った。

①第1号議案 平成19年度事業報告に関する件及び ②第2号議案 平成19年度決算報告に関する件を一括して事務局から説明し、監査報告を碇 豊樹氏 (国分(株)中国支社)が行って拍手で承認された。



中国支部総会 中村支部長 開会ご挨拶

ついで、③平成20年度事業計画(案)に関する件 ④平成20年度収支予算(案)に関する件を一括して事務局が説明し、拍手で承認されたが、特に、支部長より支部活動の活性化についてアイデアを募りたいとの発言があった。

続いて、15時30分より、会場を移して、賛助会員も加わって合同研修会が開催された。

会に先立ち中村支部長が、次のように挨拶を述べた。

「食品業界の現状の難題として、原材料の高騰と供給不足懸念という資源の問題、食の安全・安心に関しての証明する手間・暇がかかるコスト問題、小売業の寡占化とPB問題、環境問題に対応するコストの問題等がある。難題のある時こそ、業界あげて一緒になって問題解決できる。コストダウン要因につながる共通の問題については共同してやっていく。そういうところに日食協の意義がある。」

研修会の第1部は、奥山専務理事から「本部事業活動報告」、第2部は、(株)ファイネット営業推進部の魚野 結氏と斉藤隆大氏から「ファイネットの現況報告」について講演があった。



中国支部 講演会会場 講演する魚野 結氏

終丁後、17時より懇親会を行い、開宴の挨拶を副支部長の豊田直之氏((株)桑宗)が行い、乾杯を大患和夫氏(藤徳物産(株))、中締めを角 博之氏(西中国国分(株))が行って18時20分に閉会した。

## 流通業界の発展を目指す

- 東海支部-

6月11日(水)午後1時より名古屋観光ホテルにおいて第30期の定時総会が開催された。

東海支部の会員24社から18名が出席した。 事務局の山田将聖氏 ((株)中部飲食料新聞 社)が、定足数を確認後、支部長の永津邦彦 氏((株)トーカン)が開催にあたり次のように 挨拶した。

「日食協の活動は、きめ細かく食品業界をリードしてきている。食品業界は原材料高騰が 恒常化し非常に厳しい状況にあり、消費税率



東海支部総会 永津支部長 開会ご挨拶

の見直しなど一企業では対応できない問題も多い。東海支部として生活者支援の方向で配慮が必

要であることをはじめ、小売の納入期限やメーカーの賞味期限などについて検討してもらうべく 本部に提言した。 |

この後、支部長が議長席について議案の審議に入り、①第1号議案 平成19年度事業報告に関する件 ②第2号議案 平成19年度収支決算報告に関する件及び会計監事報告 西山 徹氏(西山商事(株)) ③第3号議案 平成20年度事業計画案に関する件 ④平成20年度収支予算案に関する件を全て拍手で承認した。

全ての議案が終了後、奥山専務理事から本部の活動内容について報告が行われた。

閉会に際して東海支部は、中部食料品問屋連盟と協力し、加工食品の流通業界の発展を目指す 事など、今後の活動を確認した。

その後、午後3時50分より中部食料品問屋連盟との共催による研修会が行われ、奥山専務理事から日食協本部事業報告、井上正子氏(日本医療栄養センター所長、北里大学保健衛生専門学院教授、医学博士)から「生活習慣病予防とメタボリック対策の食生活」という演題で講演会が行われた。以下にその資料を掲載する。

## 継続して、実践的活動を主体に

一関東支部一

6月18日(水)11時30分よりレベル21 東京會館 オリオンルームに於いて、関東支部幹事会が開催された。昼食後、直ちに支部長の進行で議事に入り、午後から開催される定時総会の議案内容についての確認や各県ブロック代表から各地域の活動状況や本部活動に対する要望等について意見が述べられた。

その後13時より会場をスタールームに移して定時総会が開催された。当日の内容を議事録から抜粋して以下に掲載する。

定刻、奥山常任幹事の司会兼事務局の発声により開会。

冒頭、吉野芳夫関東支部長((株)日本アクセス)より、次の如き挨拶がなされた。

#### 吉野支部長挨拶

関東支部の支部長を仰せつかっている日本アクセスの吉野でございます。

本日ご来会の会員各位及び賛助会員の日頃のご高配に対しまして感謝と御礼を申し上げます。さて、言うまでもなく私ども協会会員並びに賛助会員(メーカー)の皆様にとりまして、日本の社会そのものが大きく変わりつつある中で、特に昨今は原油の高騰・サブプライムローンの影響・食料資源の高騰という大変厳しい環境下に置かれている状況であります。さらに生活者の食に対する不安・不信の打開が課題という中で事業の展開をしていかなければならない卸売業としては危機感を持ってこの状況に対応していく事が必要だと思っています。相次ぐ値上げの中で単なる値上げという事ではなく適正価格を製・販が協力して作り上げて行き、小売業の理解も得た上で最終的には生活者の方の理解も得られる事が望ましい。業界としてコンセンサスの取れた適正価格を構築することは難しいが逃げずにチャレンジしていく事が今こそ重要な時期だと感じているし列席の皆様も同様な思いではないかと思う。

この様な時こそ当協会の活動を通して会員同士の横の連携はもとより賛助会員の皆様と心を一つにしていく必要を改めて感じている。これからも適正価格による正しい流通の実現に向けて努力していくのでご協力、ご支援を宜しくお願いしたい。関東支部の活動は実践を中心にやっていく予定である。

#### 具体的には

- 1. 収益の改善活動を重点に
- 2. コンプライアンス重視の活動
- 3. 食に携わる公的な企業として環境問題に関心を持った対応

これらの活動を中核として終局は収益改善につなげて行きたい。長くなりましたが本日の関東 支部の総会にあたりまして開会の挨拶とさせていただきます。本日はご出席、誠に有難うござい ました。

続いて事務局が定足数の報告をし、慣例により議長に吉野支部長を推挙し拍手で承認され、吉 野支部長が議長席に着席した。 議長は議事録署名人として、三井食品株式会社殿と廣屋国分株式会社殿を指名し、承認され、 議事に入った。

第1号議案 平成19年度事業報告に関する件

第2号議案 平成19年度収支決算報告に関する件

議長より事務局に両案続けて説明する様指示があった。これを受けて事務局は、5月27日(火)に開催された本部の定時総会に於ける状況報告を含めて、会報Vol154号を資料として次の如く報告を行った。

#### 1) 本部活動

- ・会員動向について
- ・役員改選について
- ・会費の部分改訂について
- 事業活動報告
- 2) 関東支部活動
- 概況、
- · 関東支部流通業務委員会活動報告。
- ・関東支部の収支決算(前期繰越額2,634,129円、当期収入合計1,114,876円、当期支出合計 1,491,723円、次期繰越収支差額2,257,282円、各予算費と内容概要)。



関東支部総会会場

議長は会計監事吉田学文氏(明治屋商事㈱)に監査報告求め、吉田会計監事は「4月16日(水)に監査を行い、正確である事を確認した」旨を報告した。

議長は両案の質疑を求めたが無かったので、承認を求め、拍手で承認された。

第3号議案 平成20年度事業計画案に関する件 第4号議案 平成20年度収支予算案に関する件

議長よりこの両案について、事務局よりを続けて説明する様に指示し、事務局はこれを受けて、 別添の両案を資料とし、協会の事業計画を演繹して関東支部事業計画を策定し、担当別予定まで 流通業務委員会で討議策定した計画案を説明した。そして収支予算として前期繰越額2,257,282 円、当期収入合計1,204,900円、当期支出合計2,075,000円の予算内容を説明した。

議長はこれについての質疑を求めたが、無かったので承認を求めた所,拍手で承認された。

#### 第5号議案 役員変更の件

議長は、本年は役員改選時期でありますが、事務局として何か提案があれば説明をするよう指示した。

事務局より今期は役員の改選期であるが、事前に各役員にご意向を確認したところ、全員から継続して引き受けて戴ける内諾を得た事を報告。また、事前の幹事会において全員留任にて承認を得たことを報告した。

これを受けて議長は幹事候補者の就任の承諾の是非について会場に諮った所、拍手で承認された。

#### 第6号議案 関東支部規約の提案について

議長より関東支部として規約がないまま現状に至った経緯や、今後は従来にも増して規約に則った規律のある支部運営が望ましいこと、また、本部及び他支部の規約との整合性のとれた内容であること等を踏まえて、作り上げた素案の説明をする様、事務局に促した。

これを受け事務局より関東支部規約案の説明がなされ、全員の賛同を戴き承認された。

#### 第7号議案 その他

議長より当総会場にて審議を必要とする他の問題提起を求めたが、無かったので、本日の全ての審議が終了した事を告げ、14時05分に事務局が総会の終了を伝えた。

以上



関東支部幹事会会場

### 関 東 支 部 新 役 員 名 簿

[社]日本加工食品卸協会 関東支部(敬称:略)

役員	社 名	役  職	氏 名 備考
支 部 長	㈱日本アクセス	代表取締役社長	吉 野 芳 夫
副支部長	国 分 ㈱	関東支社長	藤田秀一
副支部長	廣屋国分㈱	代表取締役副会長	濱口吉右衞門
副支部長	三井食品㈱	上席執行役員営業部門管掌役員補佐	川村哲夫
副支部長	㈱サンヨー堂	代表取締役社長	三枝皓祐
副支部長	㈱ 菱 食	常務執行役員関東エリア代表兼東京支社長	布隆
会計監事	明治屋商事㈱	執行役員東京支社長	吉田学文
幹事	日本酒類販売㈱	代表取締役社長	松川隆志
幹事	株 ヤ グ チ	取締役営業企画開発部長	山中達夫
幹事	伊藤忠食品㈱	東日本営業本部副本部長	寺 内 則 雄
幹事	(株) 梅 澤	取締役関東支社長	牧野和義
幹事	コンタツ㈱	商品統括部次長	三角悦雄
幹事	㈱ 升 喜	商品政策部長	秋 庭 修
幹事	株 新 潟リョーショク	代表取締役会長	高島文治
幹事	㈱マルイチ産商	取締役	仁科圭右
幹事	国見商事㈱	代表取締役社長	国 見 悦 朗
幹事	北関東国分㈱	代表取締役社長	小松崎寿文
幹事	ヤマキ㈱	代表取締役社長	山口 茂
幹事	ユアサ・フナショク㈱	代表取締役会長	上 田 弘
幹事	吉 見 国 分 ㈱	代表取締役社長	大久保和政
幹事	武田食品㈱	代表取締役社長	武 田 與 光
幹事	常洋水産㈱	取締役営業本部長	照沼泰斗
幹事	群馬県卸酒販㈱	代表取締役社長	萩原哲夫
幹事	日 食 協	専務理事	奥 山 則 康

### 関東支部 規約(案)

社団法人日本加工食品卸協会 定款第2条、第5条に基づき支部規約を次の通り定める。

#### 第1章 総 則

- 第 1条 当支部は、「社]日本加工食品卸協会 関東支部と称する。
- 第 2条 当支部は、定款第3条の目的達成に資するほか、本部との緊密な連携のもと、会員並 地区卸団体相互の親睦を図ることを目的とする。
- 第 3条 当支部は、前条の目的を達成するため、必要な事業を行うことが出来る。

#### 第2章 支部会員

- 第 4条 1. 当支部会員は、別表に定める当支部の区域内に住所又は事業所を有する会員とす
  - 2. 会費は、本部予算のうちより、その一部を充当する。
  - 3. 第2項の充当額は、本部理事会において決定する。

#### 第3章 役 員

- 第 5条 1. 当支部に次の役員を置く。
  - 2. 支部長1人、副支部長、幹事若干名及び会計監事1人。
  - 3. 支部長、副支部長等については支部総会の互選による。
- 第 6条 1. 支部長は、支部を代表し、支部の会務を総理する。
  - 2. 副支部長は、支部長を補佐し、あらかじめ支部長の定める順序に従い、支部長に事あるときはその職務を行なう。
- 第 7条 1. 役員の任期は、2年とする。但し再任を妨げない。
  - 2. 補欠または増員による役員の任期は、前任者または現任者の残存期間とする。
  - 3. 役員は、任期満了後であっても、後任者が就任するまでは、なおその職務を行なう。

#### 第4章 総 会

- 第 8条 1. 支部定時総会は、毎年1回開催しなければならない。
  - 2. 支部臨時総会は、随時必要なときに開催することができる。
- 第 9条 支部総会は、支部長が招集し、その議長となる。
- 第10条 支部総会は、開会の日から10日前までに、その会議の目的である事項、日時及び場前を支部会員に書面をもって通知するものとする。
- 第11条 次の事項は、支部総会の議決を経るものとする。
  - (1)事業計画及び収支予算
  - (2)事業報告及び収支決算
  - (3)役員の選任及び解任
  - (4)その他支部長が必要と認めた事項
- 第12条 1. 支部会員は、支部総会において、1個の議決権を有する。
  - 2. 支部会員は、委任状により議決権を行使することができる。
  - 3. 第2項の規定により議決権を行使する者は、出席者とみなす。

- 第13条 1. 支部総会は、支部会員の過半数の出席をもって成立する。
  - 2. 支部総会の議事は、出席者の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところとする
  - 3. 第2項の規定により議決権を行使する者は、出席者とみなす。
- 第14条 支部総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、議長及び出 支部会員の中から選出された議事録署名人2人以上が署名し、又は記名押印するもの する。
  - (1)支部総会の日時及び場所
  - (2)支部総会に出席した支部会員の数
  - (3)議案
  - (4)議事の経過
- 第15条 支部長は、支部総会において決定した事項を速やかに会長に報告するものとする。

#### 第5章 幹事会

- 第16条 1. 幹事会は幹事をもって構成し、過半数の出席で成立する。
  - 2. 幹事会は、必要に応じて支部長が召集する。
  - 3. 幹事会の議長は、支部長がこれにあたる。
  - 4. 幹事会は、事業計画等総会に付議すべき事柄及び総会の議決した執行に関する事審議する。

#### 第6章 委員会

- 第17条 1. 支部長は、支部の活動事業の円滑な運営を図る為、委員会を置くことができる。
  - 2. 委員は、支部長が委嘱する。
  - 3. 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

#### 第7章 資產

- 第18条 当支部の資産は、次に掲げるものからなる。
  - (1)本部予算からの充当金
  - (2) その他の収入
- 第19条 資産は、支部長が管理する。
- 第20条 当支部の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

#### 第8章 附 則

この規約に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

#### ※参照 社団法人 日本加工食品卸協会定款

定款第2条 (事務所)協会は、主たる場所を東京都中央区日本橋室町二丁目5番11号 江戸ビル4階に置き、従たる事務所を理事会の議決を経て必要な地に置く ことができる。

定款第3条 (目的)協会は、加工食品流通の近代化・効率化に関する調査研究、加工 食品の卸売業の構造改善の促進、加工食品に関する知識の普及啓発等を 行うことにより、加工食品流通の近代化と経営の合理化を図り、もって、加工 食品の安定供給と国民生活の向上に資することを目的とする。

定款第5条 (規約)この定款に定めるもののほか、協会の運営に関し必要な事項は、 規約で定める。

## 30年前に匹敵するような厳しい時代と認識

-九州沖縄支部-

6月24日(火)午前11時より博多全日空ホテルにおいて、九州沖縄支部の第60回幹事会が開催された。

主要な議題は、午後に開催される定時総会の議案についての確認であったが、冒頭、九州沖縄支部長の本村道生氏(コゲツ産業(株))は、「業界の発展の中に、それぞれの企業の存在があるので、こうした会合にはまず出席することが大事であるので、是非ご配慮をただきたい。」と幹事企業各位に呼びかけた。また、支部会費の有効な活用策についても各地域の代表の方々から具体的意見が数多く出された。

村道生氏が次のように開会の挨拶を行った。



九州沖縄支部総会 本村支部長 開会ご挨拶

昼食後、午後1時から第31回定時総会が開催された。司会は、事務局の白土恵一氏(コゲツ産業(株))が担当し、最初に、定足数の確認をした後、開会の言葉を、副支部長の栁川 信氏(ヤマエ久野(株))が述べ、ついで支部長の本

「この総会は、会を重ねて31回目になりますが、私は、創立当初から参加しております。30年前は流通の混乱期で、組織小売業が大きな力をつけ影響力を発揮してきた時期でありました。したがって卸の存在自身が問われるような難しい時期であった。その時地域毎に卸同業会があったが、日食協という全国組織を作ろうという呼びかけに応じて、九州地区は早い対応で皆さんの参加を得て九州沖縄支部が出来た。現在は関東支部についで全国の中で会員卸の数が多い。昨今は変化の時代と言われているが、今までは良かった景気が、低迷どころか減速する事が懸念される不透明さである。特に、消費という世界にとっては、食料資源の高騰は価格転嫁が難しく、製造、卸それぞれが苦しく、先が見えにくい。30年前の状況に匹敵するような苦しい時代を迎えているような感じすらする。週刊誌の見出しに「今年の夏のボーナスは、絶対に使うな」というものがあった。今までは消費を助長するような記事ばかりであったが、時代は変わったと本当に思う。日食協の本部活動は難しい時期ではあるが、いろんな提言をしていく計画であり、各支部はそれを参考にして活動をしていく所存。」



九州沖縄支部 総会会場

この後、議案の審議に入り、第1号議案 平成19年度事業報告並びに収支決算書承認の件及び 梶山 尚志 (三井食品(株)) 会計監事による監査報告 第2号議案 平成20年度事業計画並びに 予算案の承認の件をいずれも拍手で承認後、 第3号議案 任期満了に伴う役員改選の件につい ては、役員全員の重任案を承認 第4号議案 ①取引慣行改善に係わる地域活動の実態報告を福 岡地区協議会の中村 隆氏 (ヤマエ久野(株)) が次のように報告した。

#### 1. 返品問題について

大手量販店、スーパーは改善の方向に ある中、一部ドラッグストア業界等では 改善が遅れている。また理由なき返品は 違反行為であるであることを、卸売業自 身も問われることを認識していかなれば ならない。

#### 2. センターフィー問題について

センターフィーについては毎年協議を しているが、卸売業において量販店、DS、



福岡地区協議会代表 中村 隆氏の活動報告

ドラッグ等の専用センター化が進んでいる中、センターフィーの負担がコスト増の要因になっている。今後もDC型、TC型ともに適正なセンターフィー交渉を継続していきたい。

#### 3. 労務提供について

現状、一部の量販店、ドラッグストアでは労務提供に対する対価が支払われています。また、メーカー、問屋に依頼せず自社で対応している小売業もありますが、まだまだ、小売業ごとにバラバラであるのが実情なので今後も意見交換を継続していきます。

#### 4. 調達物流について

13社卸売業のうち、5社で調達物流を行っています。調達物流を行う事により、入荷後のコストダウンになり、トラック台数の削減により、環境問題にも貢献できると考えています。

#### 5. 値上げ問題について

原油高、原材料高によるメーカーの価格改定が続いていますが、卸売業としては、小売業 の売価の値上げ如何にかかわらず、卸価格の適正な値上げを速やかに行って いくべきと考えている。

#### 6. その他

今後は、環境問題についても協議をしてまいります。



九州沖縄支部 幹事会会場

第4号議案 ②商品展示特売会の本年度自粛の継続については、議長より当党支部においては 取引の正常化、関係者の労務提供等のマイナス面を考慮して商品展示会の自粛を行っているが、 本年度も引き続き自粛をしたい旨の説明があり、拍手で承認された。以上で、議案の全てを終了 し、その後、奥山専務理事から日食協活動報告を行った。

14時分から、流通マーケティング研究所 代表 臼井秀彰氏に講師をお願いして「小売業のロジスティクス戦略とセンターフィー」と題する特別講演会が開催された。

## コストの上昇は公平な負担で

一近畿支部一

6月27日(金)午後1時より太閤園において近畿支部総会が開催されたが、これに先立ち、午前中に大阪府食品卸同業会と合同で「日食協の事業活動報告会」が実施され奥山専務理事が報告を行った。

これは近畿支部の御尽力により初めて合同の報告会が開催されもので近畿支部の賛助会員や同業会の皆さんに日食協の活動状況について普及、啓発する事ができた。支部総会は、事務局の野間道康氏(伊藤忠食品(株))の司会進行で、最初に支部長の濱口泰三氏(伊藤忠食品(株))が、次のように開会の挨拶を述べた。

「先ほどの会で理論武装しても儲からない問屋という名言が出ましたが、食品業界



近畿支部総会 濱口支部長 開会ご挨拶

は今、大きく揺れております。震源地は世界各地にありまして日本経済に大きな影響を与えています。新興国の台頭や金融商品のクラッシュが原因ですが、金融がバブル崩壊すると全てに波及するのが通常ですが、今回は例外的に資源だけが依然高騰している。原油をはじめとする地下資源、農産物に代表される地上資源、水産物に代表される海洋資源、これらの高騰は我々食品流通業界に大きな影響を与えています。特に、最大コストである商品代金の高騰、あるいは販管費の中で大きなウエイトの物流関連費用等全てのコストが上昇している。このコストの上昇を製・配・販・生活者で公平に負担しなくては秩序は出来ません。今、いたるところで歪が生じている。恐らく秩序ができるには2、3年要するのではないか。生活者は生活防衛に必死です。我々も企業コストを下げる、生産性を上げるなど企業防衛しないと生きて行けない。これから生活者は大変革していくので、我々も生き残りをかけて新たな秩序を作り、生産性を上げて一致協力して協会を盛り立てていきたい。」

この後、事務局が定足数の確認を行い、支部長が、議長席に着いて議案の審議に入った。

①第1号議案 平成19年度事業報告の件 ②第2号議案 平成19年収支決算の件及び監査報告(会計監事 乾 敏展氏(カネトミ商事(株))を事務局が報告し、いずれも拍手で承認された。続いて ③第3号議案 平成20年度事業計画(案)の件④第4号議案 平成20年度収支予

算(案)の件を事務局から説明し拍手で承認された。⑤第5号議案 任期満了に伴う役員改選の件は、事務局案を拍手で承認し閉会とした。

	1791=312	CHOCK! NIDEX H	1.4
支 部 長	濱口 泰三	伊藤忠食品(株)	代表取締役
副支部長	浅沼 明	加藤産業(株)	専務取締役
会計監事	山下 明	五大物産(株)	代表取締役会長
幹事	戸崎 高一	(株)ヒメカン	代表取締役社長

平成20年度 近畿支部 新役員名簿

## 環境問題でも、日食協が調整的役割を

一四国支部一

7月3日(木)午前11時より、ウエルシテイ高松香川厚生年金会館に於いて午後から開催される支部総会に先立ち役員会を開催し、支部総会の運営内容についての確認と支部活動の今後の方針について意見交換を行った。11時30分からは事業所会員企業も加わって、四国地域の食品産業の経営環境についての意見交換を行った。

昼食後、12時30分より賛助会員も参加して第30回の定時総会を開催した。事務局の 渡辺国雄氏(旭食品(株))の司会進行で始ま



四国支部総会 竹内支部長 開会ご挨拶

り、最初に支部長の竹内克之氏(旭食品(株))が、開会の挨拶を次のように述べた。「6月末は、3月期決算会社の株主総会の時期であったが厳しい内容の決算の会社がほとんどであったかに思う。今年も厳しい状況が予測され、ますます食品業界を取巻く環境は厳しさを増しているものと思われる。ガソリンや穀物の高騰等状況変化が激しい。中国では、環境問題もあり、トラックは1回1.0Lまでの給油になっており、ガソリンを入れるのに長蛇の列をつくっている。洞爺湖サミットでは、 $CO_2$ の排出量を絡めた環境問題が最大のテーマになる模様であるが、我々、物流に従事している立場からしてどうしたら車の台数を減らせるか、 $CO_2$ の排出を少なくできるか考えている。四国では、メーカーさんのトラックがたくさん入って来て空で帰る。あるいは高知では野菜を都会にたくさん運んで空で帰ってくる。何とか調整役を果たしてトラック台数を減らし、 $CO_2$ を減らせないか。日食協の仕事は、センターフィー問題からはじまって環境問題でも調整役としての役割は大きい。メーカーと連携をとって問題解決にあたりたい。価格の改定についても生活者に理解を求めて、新価格体系で流通ができるようお互い手を携えてやっていきたい。食品の安全・安心という問題では、チャイナ・プラスワンということで中国以外の国でも製造体制を構築するなどリスク分散が言われている。」

この後、議案の審議に入り、事務局から以下の案件について説明し、①第1号議案 平成19

年度事業報告と会計報告並びに会計監事の田中 尚氏 (明治屋商事(株)) からの監査報告の件 ②第2号議案 平成20年度事業計画並びに収支予算の件 ③その他の件について 拍手で承認された。その後、「本部活動報告」を奥山専務理事が行い、終了後、13時40分から、医学博士・管理栄養士 井上 正子氏から「生活習慣病予防とメタボリック対策の食生活」という演題で講演会が行なわれ、15時15分に終了し閉会した。

## 業界の課題は、グローバルな視点で

一北海道支部一

7月8日(火)13時より洞爺湖サミットで物々しい警備体制の京王プラザホテルに於いて、北海道支部総会が開催された。事務局の齋藤 諭氏((株)スハラ食品)の司会進行で、最初に定足数の確認を行い、支部長の村山圭一氏((株)スハラ食品)が議長席に着いて議案の審議に入った。

①第1号議案平成19年事業報告に関する件 ②第2号議案平成19年支部収支決算報告及び監査報告に関する件を一括して事務局が報告し、会計監査報告を会計監事の小



北海道支部総会 村山支部長 開会ご挨拶

山内薫氏(明治屋商事(株))が行い、両件を一括して拍手で承認した。ついで③第3号議案平成20年事業計画に関する件と④第4号議案平成20年度支部収支予算を事務局から一括して説明し、いずれも拍手で承認された。⑤その他については、特に案件がなく支部総会は、13時20分で終了した。

その後、13時30分より、賛助会員も参加して日食協懇談会が開催された。開会にあたり、村山支部長は、次のように挨拶した。「景気の状況は、大変悪い方に変化しているように思う。その理由の一つは、米国の景気が昨年来から不透明感が広がり、ドル安に転じ、日本からの輸出に影響していること、もう一つは、全ての価格の高騰によるインフレにあり、さらに立ちが悪いのは需要の減退の中でのインフレであること。特に我々卸とメーカーさんでは、小売業への価格転嫁の難しさと運送業界からの値上げ要求という2つに挟まれ大変厳しい状況である。しかももっと怖いのは、この状況は、一過性のものではなく、今後も継続していくものと思われること。そして最終的には価格の問題より安定的供給の問題になっていくのではないかと危惧している。業界のいろんな課題の検討は、グローバルな視点で物を見ていかないと解決できない。北海道は、地域的に原油高騰がもろに影響を受ける、秋口以降灯油を使う時期になると、消費者の買い控え傾向が更に強まることが予測される。メーカー、卸の悩みや問題点は共通しているので、お互い共有化し、問題解決に向けて具体的に行動に移していかねばならない。」

ついで、ワーキンググループ代表の寺地和義氏((株)北酒連)が、活動状況について報告した。

- 1. 平成19年度活動状況報告
- (1) ゴールデンウイークの配送体制のアンケート及び配送協力のお願い
- (2)年末・年始の配送体制のアンケート及び配送協力のお願い
- (3)第1回交流会の実施5月17日講師吉田 麻子氏(カラーマーケテイング入門)
- (4)日食協懇談会の実施11月21日講師奥山 専務理事(日食協の近況報告)
- (5) 労務提供に関して 大規模小売業告示の施行以後について、



ワーキンググループ活動報告 寺地代表

契約書の締結状況等の調査とりまとめを実施。営業時間外での要請等、極端な要請は少なくなった。

- 2. 平成20年活動方針
- (1) 賛助会員との懇親を深めていく
- (2) 道内物流適正化に向けた調査研究の実施
- (3)日食協本部との連携強化

続いて、日食協事業活動報告を奥山専務理事が行った。

この後、14時40分より、流通マーケティング研究所代表臼井秀彰氏から「小売業のロジスティクス戦略とセンターフィー問題」と題して講演会が行われ、終了後、16時15分より、懇親会が行われた。開会挨拶を、須藤宏氏(味の素(株))が述べ、中締めを山本佳宏氏(日本アクセス北海道(株))が行って17時30分に閉会となった。



講演する臼井秀彰氏

# 役員の改選、全員重任

一北陸支部一

7月11日(金)午前11時30分からホテル日航金沢において、支部総会に先立って北陸支部役員会を開催し、支部総会の議案内容の確認と今秋に開催する予定の経営実務研修会の日程や講師

の選定について意見交換を行った。

昼食後、12時15分から支部長の桑島敏彰 氏が議長席について北陸支部総会が開催された。最初に支部長が開会の挨拶を次のように述べた。「現在、環境問題とかオーバーストアとか消費の低迷とか言い訳探しには事欠かない世の中ではありますが、いずれにしても逆風打開を考えていかねばならず、とにかくみんなで赤字の商売だけはやめる決意をあらたにする必要があると思う。」この後、出席者が各自自己紹介を行って議案の審議に入った。



北陸支部総会 桑島支部長 開会ご挨拶

①第1号議案 平成19年度事業報告並びに収支決算報告と監査報告 (会計幹事 奥野 潔氏 (石川中央食品(株))から会計報告と幹事(監査)中塚賢一氏(明治屋商事(株))による監査報告)②第2号議案 平成20年度事業計画並びに収支予算案について審議し、いずれも拍手で承認された。③第3号議案 役員改選については、議長より全員重任の案が提出され、これも拍手で承認された。全ての議案審議が終了後、奥山専務理事から本部活動報告を行い、最後に、「燃料サーチャージ制度」について意見交換を行って14時5分に閉会した。

### 平成20年度 北陸支部 新役員名簿

支	<u>‡</u>	邹	長	桑島	敏彰	カナカン (㈱)	代表取締役社長
副	支	部	長	澤田	悦 守	北陸中央食品 (㈱)	代表取締役社長
会	計	幹	事	奥 野	潔	石川中央食品(㈱)	代表取締役社長
幹			事	塩 田	則國	㈱田中與商店	代表取締役社長
幹	事 (	監査	Ē)	藤井	順三	マルコク (㈱)	代表取締役社長
幹	事 (	監査	Ē)	中塚	賢一	明治屋商事 (㈱)	北陸支店 支店長

# 事業活動

# 第1回 政策委員会・食品取引改善協議会を開催

-5月14日-

平成20年度第1回目の政策委員会及び食品取引改善協議会を5月14日(水)午前9時から日本橋精養軒会議室にて開催した。議題は、4月24日(木)に開催された理事会の報告と食品取引改善協議会の今後の運営方針ついて、また当日行われる賛助会員幹事店会についての運営確認も行った。また、今回から会社の人事異動により、一部メンバーが新たになった。

## 政策委員会・食品取引改善協議会 委員名簿

(社名50音順:敬称略)

	会社名	委員名	所属・役職	備考
0	伊藤忠食品 ㈱	大野志郎	専務執行役員東日本営業本部長	
	加藤産業 ㈱	多原善雄	常務取締役東京本部長	
0	国分 ㈱	成 田 健	代表取締役副社長 経営統括本部長	
	㈱ 日本アクセス	細川 晃一	取締役副社長 営業管掌	
	三井食品 ㈱	川村哲夫	上席執行役員営業部門管掌役員補佐	
©	明治屋商事 ㈱	佐 藤 孝 治	取締役 専務執行役員営業本部長	
	㈱ 菱 食	中嶋隆夫	取締役 常務執行役員加食営業統括	
	[社]日本加工食品卸協会	奥山則康	専務理事	

◎印:委員長 ○印:副委員長

# 第6回 賛助会員幹事店会開催

-5月14日-

第6回賛助会員幹事店会を、平成20年5月14日(水)午前10時30分より日本橋精養軒会議室にて開催した。当日は、大手量販店の会合が予定されおり、いつもより開始時間を早めての開催となった。当日は、当協会の政策委員長中嶋隆夫氏((株)菱食)と賛助会員幹事店を代表して横山敬一氏(味の素(株))から相互にご挨拶をいただいた後、事務局の進行で議事に入り、(1)4月24日開催の理事会報告として、①会員動向②平成19年度事業活動報告③平成20年度事業活動計画④会費の部分改定について⑤役員改選について説明を行い、(2)参加賛助会員幹事企業から「メーカーの市場対応策の現状」として、価格改定の進捗状況、原料事情、食の安全・安心に関する事などが報告された。市場規模が縮小する中で各メーカーとも量から質へ転換する施策を展開しており、有意義な情報交換の会となった。



賛助会員幹事店会 会場

# 第6回 賛助会員幹事店会ご出席者名簿

平成20年5月14日

社団法人日本加工食品卸協会

(会社名:50音順)

社 名	役職		氏		名	
味の素㈱	取締役常務執行役員	横	Щ	敬	_	殿
カルピス㈱	営業統括部長	熊	本	芳	晃	殿
カゴメ(株)	取締役常務執行役員	大	嶽	節	洋	殿
キッコーマン(株)	常務執行役員兼ナショナル・セールス・マネージャー	佐	藤	幸	男	殿
キユーピー(株)	取締役営業統括	好	村		博	殿
日清フーズ㈱	取締役営業本部長	岩	崎	浩		殿
日清オイリオグループ㈱	常務取締役	田	村	由	人	殿
日清食品㈱	営業本部営業企画部次長	=	澤		夫	殿
日本水産㈱	取締役広域営業本部長	金	田		進	殿
ネスレ日本㈱	常務執行役員営業本部長	芹	澤	祐	治	殿
ハウス食品㈱	取締役常務執行役員営業本部長	井	上		始	殿
㈱桃屋	営業企画室室長	菅	原	通	之	殿

# 賛助会員幹事店会日食協出席者名簿

平成20年5月14日

社団法人日本加工食品卸協会

(敬称略)

日食協役職			会社名	役職		氏	名	
政策	(委) 委	員長	㈱菱食	取締役常務執行役員加食営業統括	中	嶋	隆	夫
11	副委	員長	伊藤忠食品㈱	専務執行役員東日本営業本部長	大	野	志	郎
11	副委	員長	国分㈱	代表取締役副社長	成	B	Ħ	健
"	委	員	㈱日本アクセス	取締役副社長営業管掌	細	Ш	晃	<del>_</del>
"	委	員	明治屋商事㈱	取締役専務執行役員営業本部長	佐	藤	孝	治
"	委	員	三井食品㈱	上席執行役員営業部門管掌役員補佐	Ш	村	哲	夫
]]	委員	(代)	加藤産業㈱	東京本部取締役副本部長	福	島	和	成
執行法	軍営(委)	委 員	㈱サンヨー堂	取締役営業本部商品部長	小	林	由	朗
執行法	軍営(委)	委員長	日食協	専務理事	奥	Щ	則	康
事	務 局		IJ	事業部長	小	竹	秀	和

※コンタツ㈱ 津久浦慶信 常勤監査役

# 卸・メーカー間用統一伝票の普及に向けての打合せ会開催

一物流問題研究会一

6月4日(水) 当協会の会議室にて、賛助会員幹事店会のメーカー11社と「卸・メーカー間用統一伝票」の活用普及に関する打ち合せ会を開催した。物流問題研究会は、流通インフラの最も基礎となるべき「卸・メーカー間用統一伝票」を、平成18年10月に作成し、メーカー各位に活用をお願いし、現在、酒類・食品メーカー160社にて使用されている。当該事項は業界の積年の課題であり、メーカーの納品伝票の様式や形態の違いから卸店の伝票フアイルや照合に支障があり、卸店の支払い保留や支払い遅延に繋がり、メーカー各位との請求書の不付き合いの要因ともなっている。

大手食品メーカーの活用が、遅々として進まないため業界としての認知度が低く、このたび食品カテゴリーの代表的メーカーである賛助会員幹事店会企業にご参集をお願いし、現状メーカーとしてこの統一伝票をどのように評価しているか、どのように考えているか、実務的に率直な意見交換を行いたく打ち合わせ会を設営した。特に、所管である農林水産省からも業界として遅れている事項と指摘されている事でもあるので早期に改善を図りたく呼びかけたものである。メーカー各位からは、統一伝票は必要との認識はあるものの、現在の統一伝票でその機能性が充分果たす事が出来るかどうか、コスト面も含めて、メーカーの参画も得て検討すべきとの意見が出された。

物流問題研究会としては、この問題提起を充分検討して、後日今後の対応方針を決定する事とした。



統一伝票の普及に向けた打合せ会議

# 第144回 ネットワーク検討会開催

-6月12日-

6月12日(木)午前10時より日食協会議室に於いて、第144回ネットワーク検討会が開催され

た。永年この検討会の座長をお勤めいただいた篠 憲一氏(国分(株))が最後の進行役となり議案を検討した。

当日の議題は、①日食協活動報告 ②EDIワーキンググループの活動報告 ③メーカーフーズ研究会の活動報告 ④情報システム関連の近況についての情報交換 ⑤ネットワーク検討会の運営についてであった。最後に、2008年度の運営窓口企業を選出し、来年の開催日を平成21年6月11日(木)に決定して閉会とした。

## 2008年度 運営窓口企業

・卸代表	伊藤忠食品(株)	情報システム部長	竹腰	雅一
• 即八衣	明治屋商事(株)	システム部 次長	大 本	二三浩
・メーカー	アサヒビール(株)	業務システム部プロデユーサー	川内	浩
代 表	味の素(株)	ECRグループ長	佐 藤	泰三

# 環境セミナー開催

# 「物流分野の環境負荷低減を目指して・改正省エネ法の取り組み課題」

### -環境数値算定標準化協議会実務委員会-

6月16日(月)アーバンネット大手町ビル21F LEBEL XXIに於いて環境数値算定標準化協議会実務委員会の主催による「環境セミナー」を開催した。改正省エネ法が施行され荷主の責任が明確になった事により、物流分野の環境への取り組みが本格的にスタートしたが、法の施行から2年が経過した現在、改善への取り組みの難しさを実感する状況。このような現状を踏まえ、当該課題の解決に当たって現在出来る手立て、さらに今年予定されている「省エネ法」改正の詳細や政策について識者の方々をお招きして実務委員会の活動方針の方向性を決める一助にすべくセミナーを開催した。実務委員の他、特定荷主に指定されている会員卸企業にも参加を呼びかけ熱心なセミナーとなった。



環境セミナー会場

### 「セミナー内容と講師」

- ① 「環境負荷低減の手立てとして グリーン経営認証 運輸版と倉庫版について」 交通エコロジー・モビリテイ財団 部長 加藤 信次
- ② 「運送事業者とのデータ連携 CO<sub>2</sub>データ交換の考え方と方法について」 鉄道情報システム株式会社 部長 武山 一史
- ③ 「物流に対する行政の動き カーボンフットプリント カーボンオフセットなど」 株式会社三菱総合研究所 主任研究員 永村 知之

# 各県ブロック動向

# 平成20年度 定時総会開催

一静岡食品卸同業会一

静岡食品卸同業会は6月20日(金)15時40分より「ふしみや」に於いて定時総会を開催した。副会長の佐塚一郎氏((株)菱食)の司会進行で開会し、会長の山口 茂氏(ヤマキ(株))は開会の挨拶を次のように述べた。

「過去に例の無いような価格の改定、値上げが実施されているが、加工度の高い商品ほど値上げをしないですんでいる。何兆円もの値上げを分析してみると、生産者が値上げすると、結果として、食品資源国に還っていく。これを負担するのは、誰か。メーカーか消費者か。また、食べられるもののうち半分は廃棄されているのも現実である。消費者は賢くなっているので、廃棄を少なくする、消費をセーブする、値上げしても消費者が認め、買ってくれるような商品を開発していかねばならない。」

続いて、議事に入り、平成19年度事業報告、会計報告、監査報告、平成20年度事業方針及び 予算案を審議し全て拍手で承認された。この後、奥山専務理事から「日食協の事業活動報告」に ついて講演を行い、終了後、静岡グランドホテル中島屋に会場を移して懇親会を行った。

# 埼玉食品卸業協会が解散決議

一埼玉県食品卸業協会一

埼玉県食品卸業協会は7月9日、サンパレス大宮にて第24回定時総会を開催し、平成19年度 事業報告、決算内容を原案通り承認し、次いで今総会をもって解散することを決議した。席上、 大久保和政会長(吉見国分(株))は、昭和60年5月の設立以来23年間に及んだ活動状況と県単 位での活動の役割を果たせたと認識し解散に至った経過を説明した。引き続き記念講演会を行 い、日本加工食品卸協会の奥山専務理事が「日食協の事業活動報告について」と題し、最近の動 きについて紹介し、この後、懇親会を行った。

# 関連省庁・団体からのお知らせ

## 「輸入加工食品の自主管理に関する指針(ガイドライン)」の周知について



20総合第480号 平成20年6月5日

(社) 日本加工食品卸協会

会長 國分 勘兵衛 殿

農林水産省総合食料局長

「輸入加工食品の自主管理に関する指針 (ガイドライン)」の周知について

標記について当省消費・安全局長から別添写しのとおり通知がありましたので、御了知願います。

なお、貴機関及び貴団体内での周知についてもお願いします。







20消安第3002号 平成20年6月5日

総合食料局長 殿

消費・安全局長

「輸入加工食品の自主管理に関する指針(ガイドライン)」の周知について

このことについて、別添のとおり厚生労働省医薬食品局食品安全部長から通知がありましたので、ご了知の上、関係する会員企業へ周知するよう貴職所管の関連団体への連絡をお願いします。





食安発第0605006号 平成20年 6 月 5 日

農林水産省消費・安全局長 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部



「輸入加工食品の自主管理に関する指針(ガイドライン)」について

本年1月に発生した中国産冷凍ギョウザによる薬物中毒事案については、2月22日に開催された関係閣僚会合において、輸入加工食品の安全確保策の一つとして、輸入者自身による、輸出国段階での管理強化を目的としたガイドラインを、厚生労働省において策定することとされたところです。

これを受け、今般、有識者による検討会及び国民からの意見募集を経て、別添のとおり「輸入加工食品の自主管理に関する指針(ガイドライン)」を取りまとめました。

本指針は、輸入加工食品の輸出国での原材料、製造・加工、保管及び輸送の各段階における安全性確保に資するため、有毒、有害物質等の混入防止に加え、従来より輸入食品監視指導計画において輸入者に対して求めている加工食品に関する基本的指導事項をさらに具体化したものであり、輸入者に対し、食品安全基本法(平成15年法律第48号)第8条及び食品衛生法(昭和22年法律第233号)第3条に定める食品等事業者の責務規定に基づき、輸出国の食品衛生関連規制の整備及び施行の状況や製造者の衛生管理の水準等を勘案した上で、必要な確認を行うことを求めるものです。

ついては、本指針の関係事業者等への周知につき、特段の御配慮をお願いします。

なお、本指針内容については、6月中に各検疫所において、社団法人日本輸入 食品安全推進協会との共催により、関係事業者に対する説明会を開催する予定で あることを申し添えます。

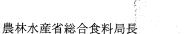


# 食品衛生法施行規則の一部を改正する省令等について



20総食第396号 平成20年6月5日

(社) 日本加工食品卸協会 会長 國分 勘兵衛 殿



食品衛生法施行規則の一部を改正する省令等について (通知)

標記について当省消費・安全局長から別添写しのとおり通知がありましたので、御了知願います。

なお、貴機関及び貴団体内での周知についてもお願いします。





**(3)** 

20消安第1533号 平成20年5月19日

総合食料局長 殿

消費・安全局長

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令等について(周知)

このことについて、厚生労働省医薬食品局食品安全部長から別添のとおり通知がありましたので、御了知願います。また、貴管下の関係業界団体に対する周知方よろしくお願いします。



食安発第 0422006 号 平成 20 年 4 月 22 日

農林水産省消費・安全局長 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部



食品衛生法施行規則の一部を改正する省令等について

標記について、別添のとおり各都道府県知事、保健所設置市長及び特別区長あて 通知しましたので、御了知いただくとともに、貴管下の関係業界団体に対する周知 方よろしくお願いします。

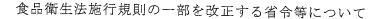


食安発第 0422001 号 平成 20 年 4 月 22 日

20,5, 2

都道府県知事 各保健所設置市長 殿 特 別 区 長

厚生労働省医薬食品局食品安全部長



食品衛生法施行規則の一部を改正する省令(平成 20 年厚生労働省令第 98 号)が本日公布・施行され、これにより食品衛生法施行規則(昭和 23 年厚生省令第 23 号。以下「規則」という。)の一部が別添 1 のとおり改正され、同日より施行されたところである。

また、食品衛生法(昭和22年法律第233号。以下「法」という。)第 50 条第 2 項 に基づき都道府県、指定都市及び中核市が営業施設の衛生管理上講ずべき措置を条例で定める場合の技術的助言である「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針(ガイドライン)」(平成 16 年 2 月 27 日付け食安発第 0227012 号別添。以下「管理運営基準ガイドライン」という。)を改正したほか、規則の改正に伴い、「食中毒処理要領」(昭和39年7月13日付け環発第214号別添)及び「食中毒調査マ

ニュアル」(平成9年3月24日付け衛食第85号)を改正したところである。 ついては、下記の事項に十分留意の上、貴管内関係者に対する周知をはじめ、そ の運用に遺憾のなきよう取り計らわれたい。

### 第1 改正の趣旨

今般発生した食品による薬物中毒事案を踏まえ、同様の食中毒について早期に探知し、被害拡大防止対策を速やかに講じる必要があることから、法第 58 条第 3 項に基づき都道府県知事等が、直ちに、厚生労働大臣に報告しなければならない食中毒事件(以下「速報対象」という。)について、所要の改正を行ったものであること。

#### 第2 改正の要点

- 1 食品による薬物中毒事案において、重篤な有機リン中毒症状を呈した患者が 発生したことから、規則第 73 条第 2 項第 1 号に定める速報対象について、死 者が発生したときのほかに重篤な患者が発生したときを追加したこと。
- 2 有機リン等の化学物質による食中毒については、重篤な患者が発生するおそれがあるものの、これまで速報対象となっていなかったことから、規則第 73 条第 2 項第 3 号に基づき別表第 17 に定める病因物質に「化学物質(元素及び化合物をいう。)」を追加したこと。

#### 第3 施行期日

公布の日から施行することとしたこと。

#### 第4 運用上の注意

1 「重篤な患者」とは、意識障害(JCSでⅡ以上)の者、呼吸状態、循環状態、肝機能、腎機能、瞳孔所見等を総合的に判断し重症かつ緊急度が高いと判断される者又は救命救急センター等の第三次救急医療機関に救急搬送された者をいうこと。

なお、総合的に判断を行う場合、次の事例等を参考にすること。

- (1)腸管出血性大腸菌感染に伴う溶血性尿毒症症候群(HUS)
- (2) ボツリヌス毒素による筋肉の麻痺、嚥下困難又は呼吸不全
- (3) 黄色ブドウ球菌のエンテロトキシンによる重度の嘔吐、下痢又は脱水
- (4) 毒キノコ、トリカブト等の植物性自然毒による重度の肝障害、腎障害、 溶血障害、循環器障害、視力障害、意識障害神経障害等のいずれか
- (5) フグのテトロドトキシンによる重度の運動障害、呼吸不全等のいずれか
- (6) 有機リン系殺虫剤等による縮瞳、意識混濁又は痙攣等のいずれか
- 2 「化学物質」とは、元素及び化合物をいい、銅、鉛、ヒ素等の重金属及び農 薬等の化合物をいうこと。

#### 第5 その他

- 1 食中毒発生時の情報処理体制の強化について
- (1)保健所長は、食中毒患者等が発生していると認めるときは、当該事例の犯罪性の有無にかかわらず、法第 58 条第 2 項の規定に基づき速やかに都道府県知事等に報告するとともに、都道府県知事等は当該事例が速報対象であることが判明した場合は、同条第 3 項の規定に基づき、調査中であっても直ちに厚生労働大臣へ報告するよう徹底されたいこと。
- (2) 速報対象に該当する食中毒が発生した場合は、電話、ファクシミリ等により連絡するとともに、速やかに食品保健総合情報処理システムへの入力を行うこと。その際には、原因食品の詳細や感染経路等について備考欄に記入されたいこと。
- (3) 食品保健総合情報処理システムにおいて全国の食中毒発生状況を定期的に確認し、食中毒の発生の未然防止及び同様の事例の早期探知等に努めること。
- (4)食中毒患者等を診断した医師に対して、法第 58 条第 1 項の規定に基づく保健所長への届出について遺漏のないよう、改めて周知されたいこと。

(5)保健所における健康危機管理体制について、「食品による薬物中毒事案に関する関係閣僚による会合申合せについて」(平成 20 年 2 月 25 日付け健発第 0225007 号・食安発第 0225001 号)に基づき、健康危機情報を迅速に把握できる体制の確保に遺漏なきを期されたいこと。

#### 2 食中毒調査について

- (1)食中毒疑い及び犯罪性の両面から調査等を行う必要がある場合は、警察との情報共有に努めるとともに、必要に応じて合同調査等の実施について要請すること。
- (2) 食中毒調査に係る試験検査については、患者の症状に応じ農薬等の化学物質についても試験検査項目として検討すること。
- 3 器具、容器包装及びおもちゃ(法第 62 条第 1 項に規定するものに限る。以下同じ。)に起因する中毒については、「食品衛生法施行規則の一部を改正する省令」(平成 20 年厚生労働省令第 66 号)により規則第 78 条に規定するおもちゃの範囲が拡大されたこと等を踏まえ、その範囲を再確認するとともに、食品による中毒と同様に対応されるよう留意されたいこと。

#### 第6 関係通知の改正関係

1 管理運営基準ガイドラインの一部改正について

#### (1) 改正の内容

今般発生した食品による薬物中毒事案を踏まえ、食品等事業者において苦情等の情報を集約するシステムを導入するよう指導するとともに、これらの情報を行政に報告する仕組みを構築する必要があることから、今般、管理運営基準ガイドラインを別添2のとおり改正し、食品等事業者が食品等に関する消費者からの健康被害や法に違反する食品等に関する情報について、保健所等へ速やかに報告する旨を追加したものである。

ついては、各都道府県、指定都市及び中核市において、本改正を踏まえて、 関係条例の改正について検討されるようお願いする。

#### (2) 運用上の注意

- ア 健康被害事案であるか否かの判断は、医師の診断結果に基づくものとしたことから、食品等を製造、加工又は輸入する食品等事業者に対し、 消費者等からの食品等に係る苦情において、体調異常の訴えがあった場合は、医療機関の受診を勧奨するよう指導されたいこと。
- イ 食品等を製造、加工又は輸入する食品等事業者に対し、広域流通食品 等に係る苦情を集約し、散発事例の共通性を抽出・解析できるような仕 組みを構築するよう指導されたいこと。
- ウ 食品等に係る苦情について、集約・解析の結果、法に該当するか判断 できない事案を確認した場合、又は複数の同様の事案を確認した場合は、 保健所等へ相談するよう指導されたいこと。
- エ 自主検査等において、法に適合しない事由が認められ、かつ当該食品が流通している場合には、速やかに保健所等に報告するよう指導されたいこと。
- オ 犯罪性が高いと判断される事案については、直ちに、警察に通報する とともに、保健所等へ情報提供するよう指導されたいこと。
- カ 器具、容器包装及びおもちゃに起因する健康被害等についても、食品による健康被害等と同様に対応されるよう留意されたいこと。
- 2 食中毒処理要領等の一部改正について
- (1)食中毒処理要領IV(2)アの表中、(2)ア中「死者」の次に「又は重篤な 患者」を加える。
- (2) 食中毒調査マニュアルVII1 (2) ①イ (ア) 中、「死者」の次に「又は重 篤な患者」を加える。

## 容器包装詰低酸性食品に関するボツリヌス食中毒対策について



食安基発第0617001号 食安監発第0617001号 平成20年6月17日

社団法人 日本加工食品卸協会会長 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審查課



厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長



容器包装詰低酸性食品に関するボツリヌス食中毒対策について

容器包装詰食品に関するボツリヌス食中毒対策については、平成15年6月30日付け食基発第0630002号及び食監発第0630004号にて都道府県等あて通知しているところです。

今般、容器包装詰低酸性食品(下記の1において定義する食品をいう。以下同じ。)については、ボツリヌス菌に汚染された場合、ボツリヌス食中毒を引き起こす可能性があることから、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において別紙のとおり審議が行われ、下記の対策を講じることが望ましいとの結論が得られました。

また、今後、当部会において、食品等事業者により下記の対策が適切に講じられていることを確認するとともに、規格基準の設定の必要性も含め、再度検討を行うこととされました。

ついては、貴団体において、当該食品を取扱う貴傘下会員に対して下記の対策 を講じるよう指導方よろしくお願いします。また、当職からその対応状況につい て照会を行った際には、貴傘下会員の対応状況を把握した上で、貴団体として講 じる対策について意見を提示するよう、よろしくお願いします。

なお、清涼飲料水、食肉製品、鯨肉製品、魚肉練り製品及び容器包装詰加圧加熱殺菌食品については、現行の規格基準において、ボツリヌス菌の増殖等を考慮した加熱殺菌基準、保存基準が定められていることから、本指導の対象とはならないことを申し添えます。

記

#### 1 容器包装詰低酸性食品の定義

容器包装に密封した常温流通食品のうち、pH が 4.6 を超え、かつ、水分活性 が 0.94 を超えるものであって、120° 4分間に満たない条件で殺菌を行ったも

 $\mathcal{O}_{\circ}$ 

殺菌は、容器包装に詰める前後を問わない。

- 2 容器包装詰低酸性食品によるボツリヌス食中毒の防止対策 容器包装詰低酸性食品の原材料の処理及び当該食品の製造において、以下の (1)又は(2)に示す方法により、①当該食品中のボツリヌス菌を除去する、 ②ボツリヌス菌の増殖を防止する、又は③ボツリヌス毒素の産生を防止する、 のいずれかの措置を講じること。
  - (1)中心部の温度を 120° で 4 分間加熱する方法又はこれと同等以上の効力 を有する方法での殺菌
  - (2) 冷蔵 (10°以下) 保存

なお、(1) 又は(2) 以外の対策を講じる場合については、科学的知見に基づき、ボツリヌス食中毒防止対策を考慮した適切な常温流通期間の設定を行う等、(1) 又は(2) と同等以上の措置を食品等事業者自らの責任において講じること。

- (参考1) 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会審議資料等 http://www.mhlw.go.jp/shingi/yakuji.html
- (参考2) 容器包装詰低酸性食品一覧 (平成15年6月19日 薬事・食品衛生審議会 食品衛生分科会 食品 規格部会資料5)

## 複数国を経由し養殖されるうなぎの原産地表示の適正化について



20消安第3378号 平成20年6月18日

社団法人 日本加工食品卸協会会長 殿

農林水産省消費·安全局表示·規格課長 水産庁増殖推進部栽培養殖課長

複数国を経由し養殖されるうなぎの原産地表示の適正化について

日頃から、水産物の適正表示の推進に御尽力いただき感謝いたします。

水産物につきましては、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和25年法律第175号。以下「JAS法」という。)に基づく生鮮食品品質表示基準(平成12年3月31日農林水産省告示第514号)により、販売業者には、原産地の表示が義務付けられているところです。複数の産地で養殖した水産物については、適正な原産地を表示するため、販売先に対し、経由したすべての養殖場所、養殖期間を伝達する必要があります。

しかしながら、今般、以下の事実が判明しました。

- ① 一部の活鰻の輸入業者が、日本及び海外での飼養期間等の書類を整えたが、その事実の確認を一切行わず、結果として事実と異なる養殖場所、養殖期間等を記載した証明書を発行し、輸入した活鰻を国産と産地伝達する取引を行ったこと
- ② 一部の養鰻業者が、①の証明書の発行に関与していたにもかかわらず、証明書の内容を確認しないまま、日本での飼養期間を証明し、①の輸入業者から仕入れた外国産活鰻を国産又は特定の地域名を産地として事実と異なる産地を伝達して加工業者等に販売したこと

また、当該活鰻を原材料として自ら製造したうなぎ加工品に、国産等と事実と 異なる原料原産地を表示、若しくは稚魚から成鰻まで自ら生育したうなぎを使用 している旨保証する地域ブランド名を表示して一般消費者に販売したこと

このような行為は、養殖水産物の飼養期間について正確な根拠がないにもかかわらず、国産又は特定の地域名を産地として事実と異なる産地を伝達したことから、消費者に誤認を与え、JAS法に違反するものです。

農林水産省としては、今後とも、食品表示の監視・指導を徹底していくこととしておりますが、養殖水産物について、消費者に対して適切な情報を提供する観点から、原産地として表示する産地以外に、経由したすべての養殖地等について事実に即した表示を行うようお願いするとともに、養殖水産物について適正な表示が行われるよう、会員等への周知徹底をお願いいたします。

なお、別途、活鰻関係団体及び都道府県担当部局に対し、同様に会員等への周知を 依頼していることを申し添えます。

# 経済産業省 流通システム標準化事業について

流通システム開発センター

## 今年度は流通BMSを核に本格的な普及拡大へ

消費財流通の製・配・販三層の取組みを、消費者に向けて最適化するための経済産業省の事業が、本年で最終年度を迎えた。

本事業は、2003年度に『流通サプライチェーン全体最適化促進事業』として始まり、2004年度にインターネットEDIの実証実験等を行った。

その結果を受けて2005年度に日本チェーンストア協会と日本スーパーマーケット協会の合同による「次世代EDI標準化研究」が始まり、共同実証を経て2007年4月に「流通ビジネスメッセージ標準(略称:流通BMS)」として公開された。

流通BMSはスーパー業界を中心に実用段階に入っているが、その流れを着実なものとするために、本年度も残された課題について下記のような検討が行われている。

### スーパー業界における標準化の継続検討

昨年度までに基本的な取引業務プロセス(ターンアラウンド型取引の発注から決済まで)について標準メッセージを策定し、本番運用しているが、今年度は「短期間でのJCA手順からの移行」を目標に、以下のような残課題に取り組む。

### ①基本以外の取引業務プロセスとメッセージの策定

ターンアラウンド型取引以外のプロセスとして最近増えている「預り在庫型センター納品プロセス」や「消化取引プロセス」、基幹業務系メッセージ以外の「商品マスタ」や「POS売上」といった情報共有系メッセージ、生鮮食品に特有の取引業務プロセスとメッセージ(週間予定、納品提案、牛肉個体識別番号伝達等)の検討と共同実証が予定されている。

## ②新たな取組み課題

昨年度、幅広い業種・業態を対象に基礎調査研究が行われた「流通BMSと連携した物流ラベル等の標準化」について、スーパー業界としての標準業務モデル策定と、物流ラベル及び付帯帳票(納品個ロ明細表等)の標準化検討を行う。

また、昨年度の「VAN/ASPモデル」の成果を参考に、流通BMSを中小規模の流通業者(スーパーとその取引先を想定)で活用するための検討(クライアント型モデルやWebEDIを前提に)を行う。

### 百貨店、チェーンドラッグ ストア業界の標準化検討

百貨店業界では2006年度からの2年間で、取引業務プロセスの検討と合計で26種類に及ぶ メッセージの標準化を行った。今年度は共同実証を行い、業務プロセスとメッセージの検証と 確定を行う。また、流通BMSの適用範囲の拡大検討(中小流通業での適用等)を行う。

チェーンドラッグストア業界は2007年度に検討した一般用医薬品の商品マスタ項目案(説明 文書に関する項目を含む)について、実運用への移行が可能であることを確認するための共同 実証を行う。同様に、昨年度検討した流通BMSのメッセージ案についても実用化を前提とした共同実証を行う。

## 標準の維持管理の検討

流通BMSを中心とする"流通システム標準"が本来の目的(流通サプライチェーンの全体最適化)に沿う形で成果を発揮するためには、経産省事業が終わる2009年度以降も標準の維持管理と普及促進の活動を継続することが必要である。

標準の維持管理組織のあり方については昨年度の検討部会で民間企業が主体となって活動する「流通システム標準普及推進協議会(仮称)」を2009年4月以降、側流通システム開発センター内に設置すべきとの提案がとりまとめられた。今年度はその方向で組織運営の詳細を検討する。

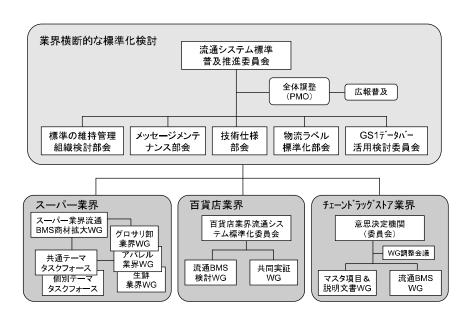
また、実際に流通BMSに対する変更要求が業界から上がってきた場合の検討と承認、バージョンアップと公開のプロセス等について、今年度も引き続き専門部会で検討を行う。

### 「流通BMS導入講座」を開始

事業全体の広報普及活動は今年度も引き続き、当センターが主体となって実施する。例年通り、主要都市での普及説明会や年度末の成果報告会を予定しているが、今年度は特に「流通B MS導入講座」と題した実践的な講座を毎月1回、当センターで開催する。これらの活動内容は当センターホームページ内の「経済産業省流通システム標準化事業」サイトに掲載していますので、ご活用ください。

(研究開発部長 坂本尚登)

## 2008年度流通システム標準化事業 実施体制図



# 流通BMSのバージョンアップと新規メッセージ開発

2007年度の流通システム化事業の中でスーパー業界では、2007年4月に公開した"流通BMS"を基に、スーパー業界での対象商材拡大の検討、精査、共同実証を行い、メッセージの改定(バージョンアップ)修正と新規メッセージの開発がおこなわれた。商材拡大の対象は、アパレルと生鮮(共同実証は食肉のみ)である。その結果、2007年度の成果物として公開されるものは、流通BMS基本形バージョン1.1(以降基本形V1.1)と生鮮バージョン1.0(以降生鮮V1.0)である。

基本形V1.1は、昨年度策定したV1.0を基に、アパレル商材を取り扱うEDI時に、項目の不足、項目定義(属性や桁数など)の変更要件などが無いかについての検討をおこなった結果を反映させたものである。

変更点は、データ項目の属性変更が1件と値札メッセージの新規追加である。 (既存メッセージに対する、データ項目の追加はない)

基本形V1.0を基に、アパレル商材の現行EDI情報を確認した際、発注用コード以外に企業内で商品を管理するためのコードである「商品コード(取引先)」の属性が、数字項目であったが、アパレルの特性として季節等の情報での管理が効率的であり、カナ文字を使用していた。これに対応するため、データ項目の属性を半角カナも使用できるよう変更した。(対象メッセージは、発注、出荷、受領)

また、アパレル商材を取り扱う際にグローサリー等と異なるのは、商品に直接バーコード等を印字することは不可能であり、POSレジで商品コードをスキャンするための値札が必要となっている。この値札は商品として小売店舗に納品される際に既に付与されているものであるため、小売と卸の間で事前に、どのような値札を商品につけて納品するかの情報交換を行うための値札メッセージを新規開発した。

上記内容の改定を行った基本形V1.1の公開により、スーパー業界で取り扱われる生鮮以外の商材は、ほぼEDI取引が可能となった。(企業によっては生鮮として分類されている商材であっても、基本形メッセージによる運用が可能な商品もある。)

今回のバージョンアップは、マイナーバージョンアップと呼ばれる形式のものであり、下位 互換が保障されている。既にV1.0で運用を行っている企業との間で、新たにEDI取引を開始す る企業がV1.1を採用しても今回の改訂内容は関係なくV1.0の内容のまま使用するのであれば 相対で使用するメッセージのバージョンが異なっても問題なく運用可能である。

昨年度のスーパー業界のもうひとつの柱は、生鮮商材取引に使用するEDIメッセージの標準化であった。生鮮商材特有の業務プロセスへの対応や、不定貫商品(数量に小数点が発生する)の取引などへの対応検討し、生鮮V1.0として整理した。

生鮮V1.0は、昨年度策定したV1.0を基に、生鮮商材を取り扱うEDI時に、項目の不足、項目定義(属性や桁数など)の変更要件などが無いかについての検討をおこなった結果を反映させたものである。この際、本来の構想であれば、基本形の中に生鮮商材の要件を取り込み、同一メッセージ運用を実現することで検討を重ねたが、共同実証による検証をおこなえる環境が食肉だけとのこともあり、水産、青果については、未精査の部分を残ったため、2007年度は基本形とは別のメッセージとしてまとめ、公開することとなった。(将来的には統合する方向で、

### 継続検討をおこなう)

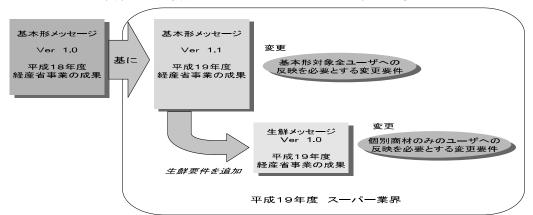
変更点は、不定貫商品の対応によるデータ項目追加と、集計表作成データメッセージの新規開発である。

データ項目は基本形に対する属性などの変更は無く、データ項目の追加は35項目となった。 詳細は、商品関連のデータ項目として、「商品コード(出荷元)」(ソースマーキングされた生産者コード)、生産地を限定するための「都道府県コード」「国コード」「原産エリア」など21項目、発注と出荷を出荷者側で結び付け管理するための番号など4項目、不定貫商品の重量に関する「発注重量」など6項目、不定貫かどうかを判断するための「不定貫区分」などの各種区分4項目である。

また、発注時に本部で複数店舗の発注を纏めた数量と各店への振分け数量を送る運用があり、 これに対応するために発注メッセージに加えて送る情報として「集計表作成データ」を新規開 発した。

2007年度も各業界の代表委員の積極的な参加により、密度の濃い内容をスピーディーに検討し整理頂いたが、情報分析系のメッセージなどが未着手であり、2008年度に継続検討して、標準仕様を確定していく予定である。

(研究開発部主任研究員 坂本真人)



図表 1. 基本形V1.0 からのバージョンアップの流れ

図表 2 基本形 V1.1 及び生鮮 V1.0メッセージへのバージョンアップ

<基本形	1/1	1 \
へ 本< 4< カラカラ	v	

_<基本形 V1.1>	
対象メッセージ	スキ―マ開発(改修)について
発注メッセージ	既存スキーマ(Ver.1.0)を改修し、Ver.1.1を作成
出荷伝票メッセージ	既存スキーマ(Ver.1.0)を改修し、Ver.1.1を作成
出荷梱包(紐付あり)メッセージ	既存スキーマ(Ver.1.0)を改修し、Ver.1.1を作成
出荷梱包(紐付なし)メッセージ	既存スキーマ(Ver.1.0)を改修し、Ver.1.1を作成
受領メッセージ	既存スキーマ(Ver.1.0)を改修し、Ver.1.1を作成
返品メッセージ	既存スキーマ(Ver.1.0)を改修し、Ver.1.1を作成
値札メッセージ	新規スキーマを開発し、Ver.1.0を作成

<生鮮 V1.0>

<u> </u>	
対象メッセージ	スキーマ開発(改修)について
生鮮発注メッセージ	基本形V1.1を基に、生鮮Ver.1.0を新規作成
生鮮出荷メッセージ	基本形V1.1を基に、生鮮Ver.1.0を新規作成
生鮮受領メッセージ	基本形V1.1を基に、生鮮Ver.1.0を新規作成
生鮮返品メッセージ	基本形V1.1を基に、生鮮Ver.1.0を新規作成
集計表作成メッセージ	新規スキーマを開発し、Ver.1.0を作成